平成２６年（再イ）第４号
熊本県天草市志柿町6751番地10　江崎方、開始決定時の住所熊本市西区戸坂町４番34号ベルテック戸坂101
再生債務者　山本　慎也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月18日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（再イ）第５３３号
大阪市西淀川区歌島１丁目13番18号　Ｒｉｏｒａ塚本Ｉ203号室
再生債務者　田中　幸男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第８１号
大阪市阿倍野区阪南町５丁目９番23号シャーメゾンミモザ302号
再生債務者　橋本　章愛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第９３号
大阪市中央区島之内２丁目５番32―706号
再生債務者　西　　忠一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第６号
奈良県香芝市旭ケ丘５丁目13番地14
再生債務者　柴岡　　功
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月17日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（再イ）第５３号
岐阜市大福町９丁目22番地　コーポ福寿202号室
再生債務者　福井　光広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月18日　　岐阜地方裁判所

平成２５年（再イ）第３０号
香川県高松市三条町49番地４
再生債務者　髙橋　智樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月18日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（再イ）第３号
北九州市小倉南区守恒１丁目４番11―401号
再生債務者　江口　貴光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月18日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（再イ）第１４号
札幌市北区屯田３条５丁目９番７号
再生債務者　山本志寿子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月18日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第１号
秋田市泉南３丁目１番６号
再生債務者　石川　茂樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月18日
秋田地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第２号
秋田県鹿角市尾去沢字軽井沢57番地10
再生債務者　柳舘　邦彦
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月15日まで
4　一般異議申述期間　平成26年７月30日から平成26年８月12日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（再ロ）第６号
千葉県我孫子市湖北台４丁目６番63号
再生債務者　鈴木　利明
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月15日まで
4　一般異議申述期間　平成26年７月22日から平成26年８月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（再ロ）第５４号
大阪府東大阪市善根寺町６丁目８番８号
再生債務者　松尾　義巳
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月15日まで
4　一般異議申述期間　平成26年７月18日から平成26年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第９号
神奈川県茅ヶ崎市松尾５番26号
再生債務者　熊谷　義考
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月16日まで
4　一般異議申述期間　平成26年７月30日から平成26年８月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（再ロ）第７号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字鳥居前18番地19　グリーンスクエア大山崎602
再生債務者　藤岡　幸隆
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月18日まで
4　一般異議申述期間　平成26年７月22日から平成26年７月29日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１号
山口県下関市大字田倉152番地１
再生債務者　吉松　英夫
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年６月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年７月９日まで
平成26年６月18日
山口地方裁判所下関支部再生係

平成２６年（再ロ）第１０００１号
長崎県佐世保市早岐２丁目46番５号
再生債務者　石橋　辰哉
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年５月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年７月14日まで
平成26年６月16日
長崎地方裁判所佐世保支部